

警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（法律第三四号）（警察庁）

1 目的等

(一) 目的 この法律は、警察等（警察及び海上保安庁をいう。以下同じ。）が取り扱う死体について、調査、検査、解剖その他死因又は身元を明らかにするための措置に関し必要な事項を定めることにより、死因が災害、事故、犯罪その他市民生活に危害を及ぼすものであることが明らかとなつた場合にその被害の拡大及び再発の防止その他適切な措置の実施に寄与するとともに、遺族等の不安の緩和又は解消及び公衆衛生の向上に資し、もつて市民生活の安全と平穩を確保することを目的とする（第一条関係）

(二) 礼意の保持及び遺族等への配慮

警察官は、死体の取扱いに当たつては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれていた環境等について適切な配慮をしなければならないこととした。（第二条及び第三条関係）

2 死因又は身元を明らかにするための措置

(一) 警察発見時の調査等（第四条関係）

(1) 警察官は、その職務に関して、死体を発見し、又は発見した旨の通報を受けた場合には、速やかに当該死体を取り扱うことが適当と認められる警察署の警察署長に報告しなければならないこととした。

(2) 警察署長は、(1)の報告又は死体に関する法令に基づく届出に係る死体（犯罪行為により死亡したと認められる死体又は変死体（変死者又は変死の疑いがある死体をいう。））(3)において同じ。）を除く。(3)において同じ。）について、その死因及び身元を明らかにするため、外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等の必要な調査をしなければならないこととした。

(3) 警察署長は、(2)の調査を実施するに当たつては、医師又は歯科医師に対し、立会い、死体の歯牙の調査その他必要な協力を求めることができることとした。

(二) 検査（第五条関係）

(1) 警察署長は、(一)(1)の報告又は死体に関する法令に基づく届出に係る死体（犯罪捜査の手續が行われる死体を除く。以下「取扱死体」という。）の死因を明らかにするために体内の状況を調査する必要があると認めるときは、体内から体液を採取して行う出血状況の確認、体液又は尿を採取して行う薬物又は毒物に係る検査、死亡時画像診断その他の検査を実施することができることとした。

(2) (1)の検査は、医師に行わせるものとする。ただし、専門的知識及び技能を要しない検査については、警察官に行わせることができることとした。

(3) (1)の検査、(三)(1)の解剖及び(四)(1)の身元を明らかにするための措置は、取扱死体の変死体であるときは、刑事訴訟法第二十九条の検視があつた後でなければ実施することができないこととした。

(三) 解剖及び守秘義務等（第六条及び第七条関係）

(1) 警察署長は、取扱死体について、法医学に関する専門的知識経験を有する者の意見を聴き、死因を明らかにするため特に必要があると認めるときは、解剖を実施することができることとした。この場合において、当該解剖は、医師に行わせるものとする。

(2) 警察署長は、(1)の解剖を実施するに当たつては、あらかじめ、遺族に対して解剖が必要である旨を説明しなければならないこととした。ただし、遺族がないとき等は、この限りでないこととした。

(3) 警察署長は、国立大学法人、公立大学法人、学校法人その他の法人又は国若しくは地方公共団体の機関であつて、国家公安委員会が厚生労働大臣と協議して定める基準に該当すると都道府県公安委員会が認めたものに、(1)の解剖の実施を委託することができることとした。

(4) (3)の解剖の実施の委託を受けた法人又は機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者であつて、当該解剖の実施に関する事務に従事したものは、当該事務に関し知り得た秘密を漏らしてはならないこととした。これは、当該者が、当該事務によつて得られた医学的知見を公衆衛生の向上又は医学的教育若しくは研究のために活用することを妨げるものではないこととした。

(四) 身元を明らかにするための措置（第八条関係）

(1) 警察署長は、取扱死体の身元を明らかにするため必要があると認めるときは、血液、歯牙、骨等の当該取扱死体の組織の一部を採取し、又は当該取扱死体から人の体内に植え込む方法で用いられる医療機器を摘出するために当該取扱死体を切開することができることとした。

(2) (1)の身元を明らかにするための措置は、医師又は歯科医師に行わせるものとする。ただし、血球、血液の採取、爪の切除その他組織の採取の程度が軽微な措置については、警察官に行わせることができることとした。

3 雑則

関係行政機関への通報、死体の引渡し、海上保安庁が死体を取り扱う場合についての準用、人材の育成等及び財政上の措置について所要の規定を設けることとした。（第九条、第一〇条及び第一二条、第一四条関係）

4 罰則（第一五条関係）

(三)(4)に違反した者は、一年以下の懲役又は五〇万円以下の罰金に処することとした。

5 この法律は、平成二五年四月一日から施行することとした。

法律

国立国会図書館法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十四年六月二十二日

内閣総理大臣 野田 佳彦

法律第三十二号

国立国会図書館法の一部を改正する法律

国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「第一章の二」の下に「及び第十一章の三」を加える。

第十一章の二の次に次の一章を加える。

第二十五条の四、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者以外の者は、オンライン資料（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により記録された文字、映像、音又はプログラムであつて、インターネットその他の送信手段により公衆に利用可能とされ、又は送信されるものうち、図書又は逐次刊行物機密扱いのもの及び書式ひな形その他簡易なものを除く。）に相当するものとして館長が定めるものをいう。以下同じ。）を公衆に利用可能とし、又は送信したときは、前条の規定に該当する場合を除いて、文化財の蓄積及びその利用に資するため、館長が定めるところにより、当該オンライン資料を国立国会図書館に提供しなければならない。

前項の規定は、次の各号に掲げる場合には、適用しない。

一 館長が、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者以外の者から、当該者が公衆に利用可能とし、又は送信したオンライン資料を、前項の規定による提供を経ずに、館長が国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することを求める旨の申出を受け、かつ、これを承認した場合

二 オンライン資料の内容がこの条の規定により前に収集されたオンライン資料の内容に比し増減又は変更がない場合